

名古屋市告示第 218 号

名古屋市消費生活センターについて

名古屋市消費生活センター条例（平成28年条例第31号）第3条の規定により告示します。

令和2年4月1日

名古屋市長 河 村 たかし

1 事務を行う日及び時間

(1) 消費生活相談受付

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）
午前9時から午後4時15分まで
ただし、土曜日は電話相談のみとします。

(2) 苦情処理のあっせん

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く）
午前8時45分から午後5時15分まで

2 その他

平成28年名古屋市告示第205号は廃止します。

名古屋市スポーツ市民局市民生活部消費生活課